

香芝市不当要求行為等への対策に関する規則をここに公布する。

令和 7 年 1 月 3 1 日

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市規則第 1 1 号

香芝市不当要求行為等への対策に関する規則

(目的)

第 1 条 この規則は、香芝市の職員（地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 3 条第 2 項に規定する一般職の職員をいう。以下「職員」という。）が公務を遂行する上で受ける不当要求行為等を未然に防止するとともに、不当要求行為等に対して香芝市としての統一的な対策方針等を定めた確に対応することにより、市民の安全と職員の円滑かつ適正な公務の執行を確保することを目的とする。

(不当要求行為等)

第 2 条 この規則において「不当要求行為等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 暴力行為を用いて不当な要求をする行為
- (2) 威圧的言動により職員に嫌悪の情を抱かせ不当な要求を強要する行為
- (3) 正当な理由もなく面会を強要する行為
- (4) 正当な権利行使を装い、又は社会常識を逸脱した手段により金銭及び権利を不当に要求する行為
- (5) 前各号に掲げるもののほか、庁舎等の公共施設の保全及び秩序の維持並びに公務の執行に支障を生じさせる行為

(連絡会議)

第 3 条 不当要求行為等の対策を統括するために、香芝市不当要求行為等対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を置く。

- 2 連絡会議は、副市長、教育長、危機管理監、香芝市行政組織条例（平成 5 年条例第 4 号）第 1 条に規定する部及び室の長、議会事務局長、教育委員会事務局教育部長並びに上下水道部長をもって組織する。
- 3 連絡会議に会長を置き、副市長の職にある者をもって充てる。
- 4 連絡会議は、必要に応じて会長が招集する。ただし、協議内容によっては一部の構成員のみで連絡会議を開催することができる。
- 5 会長は、連絡会議の招集に当たり必要があると認めたときは、構成員以外の者の出席を求めることができる。
- 6 連絡会議の庶務は、不当要求行為等への対策に関する事務を所掌する課において処理する。

(所掌事務)

第4条 連絡会議は、次の事項をつかさどる。

- (1) 不当要求行為等に関する情報交換及び関係機関等との連絡調整
 - (2) 不当要求行為等に対する対応方針及び事後措置の協議及び検討
 - (3) その他連絡会議が必要と認める事項
- (不当要求行為等に対する職員の責務)

第5条 職員は、一切の不当要求行為等に応じてはならない。

- 2 職員は、不当要求行為等を受け、又はそのおそれがあるときは、特別の事情がない限り、複数の職員で対応するようにしなければならない。
- 3 職員は、不当要求行為等の内容を正確に把握するために録画、録音その他の必要な措置を講じるとともに、不当要求等に対してき然として対応しなければならない。
- 4 職員は、不当要求行為等を受けたとき、又は不当要求行為等に関する事象を知ったときは、職員の直属の上司（以下「所属長」という。）に報告しなければならない。

(不当要求行為等発生時の措置)

第6条 所属長は、前条第4項の規定による報告を受けたとき、又はそれぞれの職場において不当要求行為等が発生し、若しくはそのおそれがあると認めたときは、直ちに警告、退去命令、排除、警察への通報等必要な措置を講じた上、会長に不当要求行為等発生報告書（別記様式）により報告しなければならない。

- 2 会長は、連絡会議における協議等の結果を市長に報告しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による報告（以下「報告」という。）に基づき、必要があると認めるときは、不当要求行為等の行為者に対し、捜査機関への告発、告訴、仮処分の申請、訴えの提起その他必要な法的措置を講じるものとする。
- 4 市長は、競争入札の参加資格を有する業者の役員、使用人その他の従業者が不当要求行為等の行為者である場合は、報告に基づき、文書による警告をした上、香芝市建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領（平成30年8月1日施行）又は香芝市物品購入等の契約に係る入札参加停止措置要領（平成30年8月1日施行）に定めるところにより当該業者に対し、入札参加停止、契約の解除その他必要な措置を講じるものとする。
- 5 市長は、前項の業者以外の業者に対しても、必要に応じて同項と同様の措置を講じるものとする。

(公表)

第7条 市長は、報告の内容を取りまとめ、その件数及び概要を定期的に公表するものとする。

2 前項の公表に当たっては、報告の内容のうち、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第78条第1項各号に規定する不開示情報は、公表しない。ただし、国会議員、都道府県議会議員又は市区町村議会議員及びこれらの者の秘書、代理人又は使者（以下「秘書等」という。）の公職の種類及び氏名（秘書等の氏名を除く。）は、公表するものとする。

（その他）

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式（第6条関係）

不当要求行為等発生報告書

報告書作成者	所属 職 氏名
報告書作成日	年 月 日

発 生 日 時	年 月 日 () 時 分～ 時 分
発 生 場 所	
相 手 方	住所又は所在地 氏 名 又 は 名 称 所 属 団 体 等
対 応 職 員	所属 職 氏名 職 氏名 職 氏名 職 氏名
録 画 等 の 措 置	☐ 録画実施 ☐ 録音実施 ☐ その他 ()
不当要求行為等 の 内 容	
その他参考事項	
対 応 結 果	